

事務連絡
令和2年9月30日

各地方整備局企画部	技術開発調整官	殿
営繕部	営繕調査官	殿
北海道開発局事業振興部	工事評価管理官	殿
営繕部	営繕計画課長	殿
沖縄総合事務局開発建設部	技術管理官	殿

大臣官房技術調査課 建設技術調整室長
大臣官房官庁営繕部計画課 営繕計画調整官

**「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び
監理技術者補佐の直轄工事における取扱いについて」の運用について**

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）については、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の直轄工事における取扱いについて（令和2年9月30日付け国官技第177号、国営計第71号）」により通知されたところであるが、入札説明書及び特記仕様書、提出書類等については、別紙を参考に運用されたい。

なお、本運用については、監理技術者の兼任状況等を踏まえ、適宜、見直しの検討を行う予定である。

入札説明書及び特記仕様書等記載例、提出書類の例について

令和2年10月1日以降に入札契約手続きを開始する工事及びについては、記載例を参考に入札説明書及び特記仕様書等に明示するものとする。また、入札契約手続き中の工事は契約後に、稼働中の工事は、特記仕様書等に追加するものとする。

●兼務を認めない工事の場合

入札説明書、特記仕様書等（記載例）※両方に記載

・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

●兼務を認める工事の場合

入札説明書（記載例）

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）（維持工事の場合は、（1）～（9））の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補^{注1)}又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （5）特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内（〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事で行わなければならない。
 - （6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

【維持工事*の場合は下記を追記する。】

 - （9）特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事*以外の工事で行わなければならない。
（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）
2. 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、別記様式一〇を提出すること。^{注2)}

注1) 一級施工管理技士補は令和3年4月1日施行のため、当面記載は要しない。

注2) 契約書第10条で監理技術者の専任の有無を記載する必要があるため、落札決定後に必要な資料の提出を求める。

特記仕様書等（記載例）

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）（維持工事の場合は、（1）～（9））の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補^{注1)}又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （5）特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内（〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事ではない。
 - （6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

【維持工事*の場合は下記を追記する。】

 - （9）特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事*以外の工事でなければならない。
（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項（1）～（8）（維持工事の場合は前項（1）～（9））の事項について確認できる書類を提出すること。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

注1) 一級施工管理技士補は令和3年4月1日施行のため、当面記載は要しない。

提出書類の例（下線部が提出書類）

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
・監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
・(1)の提出書類に同じ
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
・監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
・特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内（〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事でなければならない。
・(4)の提出書類に同じ
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
・(6)～(8)について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類
- 【維持工事の場合は下記を追記する。】
- (9) 特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事以外の工事でなければならない。
・(4)の提出書類に同じ

(別記様式一〇) (特例監理技術者の配置を認める場合)

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している
<input type="checkbox"/>	(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。
<input type="checkbox"/>	(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内(〇〇市、〇〇市及び〇〇町)の工事でなければならない。
<input type="checkbox"/>	【維持工事の場合は下記(9)を追記する。】 (9) 兼務する工事は維持工事*以外の工事でなければならない。 (※「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。)
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

レまたは■を記載すること

※競争参加資格確認時は、本チェックリストの確認のみとする。
要件を確認するための資料は、落札決定後に提出を求める。